

ID: 317

担当部署: 建設水道部 都市整備課 計画調整係

処分の概要	山林原野等の伐除の許可
法令名 根拠条項	土地収用法 第14条第3項
法令番号	昭和26年法律第219号
<p>【基準】</p> <p>法第14条第3項の規定による。 (障害物の伐除及び土地の試掘等)</p> <p>第14条</p> <p>3 障害物が山林、原野その他これらに類する土地にあつて、あらかじめ所有者及び占有者の同意を得ることが困難であり、且つ、障害物の現状を著しく損傷しない場合においては、起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、障害物を伐除することができる。この場合においては、障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨を所有者及び占有者に通知しなければならない。</p> <p>行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について(平成6年9月28日建設省経収発第191号)による。</p> <p>(別添2)</p> <p>申請に対する処分に関する審査基準についての指針</p> <p>3 土地収用法第14条第3項に基づく許可(山林、原野等の障害物の伐除の許可)</p> <p>(1) 土地収用法第11条及び第12条の手続がなされていること。(当該土地の所有者又は占有者が立入りについて同意している場合は、この限りではないが、申請された事業が土地収用法第11条の許可要件に適合していること。)</p> <p>(2) 許可申請者が土地収用法第8条第1項に定義される起業者又はその命を受けた者若しくは委任した者であること。(1)事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、2)代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること、3)受任者等の申請による場合は、委任状等が添付されていること。)</p> <p>(3) 第3条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をするに当たって、障害物の伐除、土地の試掘等を行うやむを得ない必要があること。(事業の準備には、土地収用法第35条に基づく調査も含まれる。)</p> <p>(4) 障害物が山林、原野その他これらに類する土地にあること。</p> <p>(5) 伐除を行うことにより障害物の現状を著しく損傷しないこと。</p> <p>(6) 第3条各号の一に掲げる事業の準備のための測量又は調査を行うに当たって、当該障害物の伐除を緊急に施行する必要がある、しかも、必要な範囲内で行うものであること。(土地の立入りに伴う障害物の伐除に限定されていること。)</p> <p>(7) あらかじめ所有者及び占有者の同意を得ることが困難であること。(所有者及び占有者が不明、所在不明、あるいは多数に及ぶ等のため、あらかじめ意見を述べる機会を付与したり、障害物の伐除の3日前までに通知するなどの事前手続きをとる時間的な余裕がない場合が想定される。)</p>	
標準処理期間	14日(通知による平均日)

備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日